

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え
並びに事務処理手順及び様式例の提示について

（案）」の送付について

計 65 枚（本紙を除く）

Vol.1209

令和6年3月4日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内 3938)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和6年3月4日

各 都道府県
市町村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順
及び様式例の提示について（案）」の送付について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度の介護職員等処遇改善加算等の算定について、別添1のとおり、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（案）」（厚生労働省老健局長通知案）を送付いたします。

内容については現在調整中であり、令和6年3月中旬を目途に正式に発出する予定ですが、新年度からの加算取得等に係る事務の便宜に資するため、現時点の案としてお示しするものです。

また、各都道府県・市町村において介護サービス事業所・施設等向けに概要や要件等を分かりやすくお伝えいただくため、別添2のリーフレットと、別添3の参考資料を作成しております。併せて、本加算を活用した処遇改善の実施につきまして、下記の厚生労働省相談窓口において、介護サービス事業所・施設等からのお問い合わせ対応を行います。

各都道府県・市町村におかれましては、以上について御了知の上、管内の介護サービス事業所・施設等への周知を徹底いただきますよう、お願いいたします。

○ 介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

（別添1）介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（案）

（別添2）事業者向けリーフレット

（別添3-1）参考資料1 制度概要・全体説明資料

（別添3-2）参考資料2 事務担当者向け詳細説明資料